

社会保険事業状況（平成18年9月現在）

I. 医療保険

1. 総括

(1) 適用状況

平成18年9月末現在の被保険者数は、政管健保（法第3条第2項被保険者を除く。以下同じ。）1,954万9千人、法第3条第2項被保険者1万4千人、船員保険6万6千人である。前年同月と比べてみると政管健保は28万5千人（対前年同月比1.5%増）増加、法第3条第2項被保険者は2千人（同11.0%減）、船員保険は2千人（同2.6%減）それぞれ減少している。被保険者数の月別推移は第I-1図、第I-2図、第I-3図のとおりである。政管健保は、平成10年3月より減少していたが、平成16年3月以降は増加している。法第3条第2項被保険者及び船員保険は減少が続いている。その他の医療保険についてみると、組合健保1,478万7千人（17年3月）、国民健康保険5,157万9千人（17年3月）、共済組合444万9千人（17年3月）となっている。

また、平成18年9月末現在の政管健保適用の事業所数は153万3千（対前年同月比1.6%増）、船員保険適用の船舶所有者数は6千（同1.2%減）、18年8月末現在の有効な印紙購入通帳数は2千（同7.5%減）となっている。

図I-1 政管一般被保険者数の推移

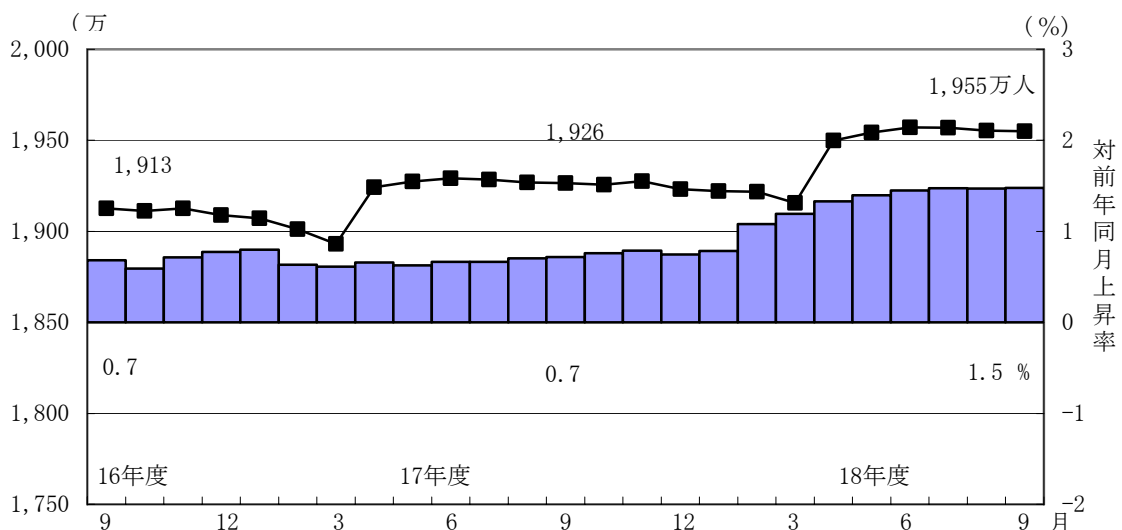


図 I - 2 法第3条第2項被保険者数の推移

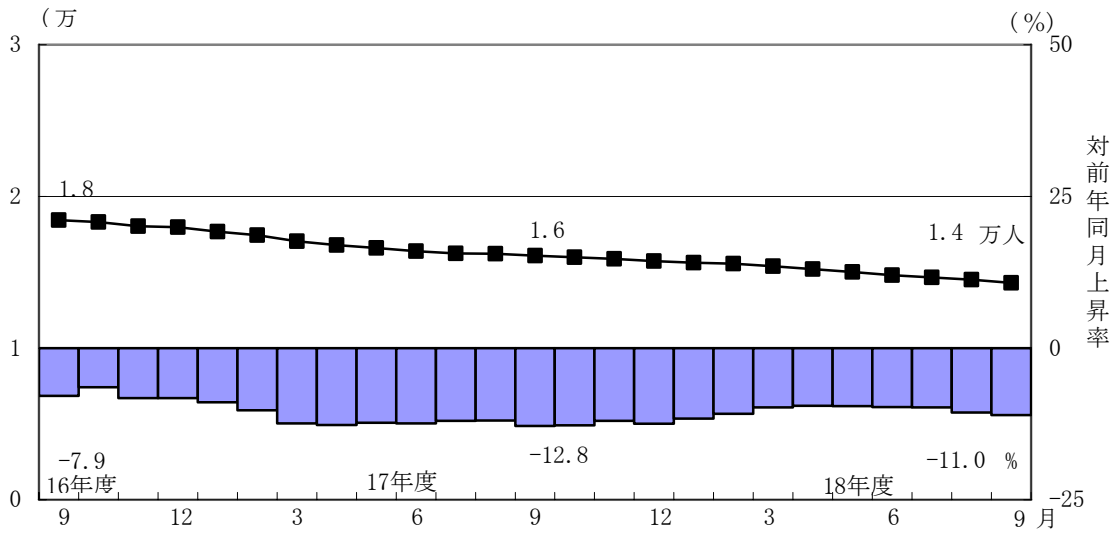
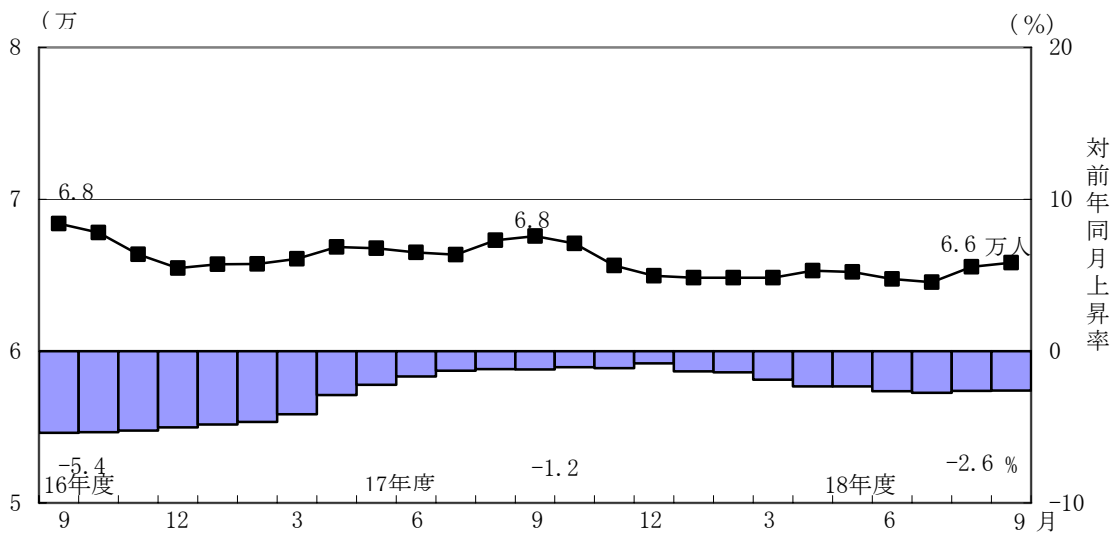


図 I - 3 船員保険被保険者数の推移



平成18年9月末現在の標準報酬月額の前平均は、政管健保28万5,037円(対前年同月比0.0%減)であり、船員保険38万8,928円(同1.4%減)である。また、法第3条第2項被保険者の18年8月末の賃金日額の前平均は1万2,934円(同1.2%減)である。

平成18年9月末現在の賞与の状況については、事業所数は政管健保4万8千か所、法第3条第2項被保険者13か所、船員保険の船舶所有者数19か所となっている。被保険者数は、政管健保50万3千人、法第3条第2項被保険者276人、船員保険234人となっており、標準賞

与額の平均は、政管健保23万9千円、法第3条第2項被保険者4万6千円、船員保険30万9千円となっている。

各医療保険に加入している平成18年9月末現在の介護保険第2号被保険者数は、政管健保1,283万6千人（対前年同月比0.3%増）、法第3条第2項被保険者1万3千人（同12.0%減）、船員保険7万4千人（同4.5%減）である。

平成18年9月末現在の介護保険第2号被保険者の標準報酬月額平均は、政管健保31万5,783円（対前年同月比0.4%減）、船員保険40万8,092円（同1.4%減）である。また、法第3条第2項被保険者のうち、介護保険第2号被保険者の18年8月末の賃金日額の平均は1万2,903円（同0.1%減）である。

(2) 給付状況

平成18年9月の保険給付費は、政管健保3,243億円（対前年同月比2.3%増）、法第3条第2項被保険者分2億2千万円（同16.1%減）、船員保険19億8千万円（同1.6%減）である。被保険者1人当たり保険給付費は、政管健保1万7千円（同0.6%増）、法第3条第2項被保険者1万5千円（同5.8%減）、船員保険3万円（同1.0%増）である。

(3) 診療費の状況

平成18年9月の診療費（患者負担分、公費負担分を含む。以下同じ。）は、政管健保3,219億5千万円（対前年同月比1.7%増）、法第3条第2項被保険者分2億円（同16.6%減）、船員保険16億5千万円（同5.4%減）である（第I-1表参照）。

第I-1表 制度別診療費の状況(平成18年9月)

	実 数			対前年同月増加率(%)		
	件 数	日 数	診療費	件 数	日 数	診療費
	千件	千日	千万円			
政管健保	19,827	37,592	32,195	3.7	1.9	1.7
法第3条第2項	11	25	20	△ 8.6	△ 12.5	△ 16.6
組合健保	16,229	29,277	23,691	5.0	3.4	2.3
船員保険	86	178	165	△ 2.1	△ 4.1	△ 5.4
共済組合	5,183	9,329	7,631	2.1	0.9	0.2
小 計	41,336	76,401	63,703	4.0	2.3	1.7
国 保	30,076	67,962	66,379	5.5	3.4	4.2
老人保健	20,920	63,936	74,121	△ 3.5	△ 4.7	△ 2.8
合 計	92,331	208,298	204,203	2.7	0.4	0.8

(注) 1. 政管健保、法第3条第2項被保険者、船員保険以外は審査支払機関からの報告による概数である。

2. 診療費は患者負担分及び公費負担分を含む。

3. 法第3条第2項被保険者には特別療養費を含む。

2. 政府管掌健康保険（一般被保険者）

(1) 適用状況

平成18年9月末現在の被保険者数1,954万9千人のうち、男子の被保険者数は1,219万9千人（対前年同月比1.2%増）、女子は735万人（同1.9%増）である。また、任意適用被保険者数は21万2千人（同58.0%減）で全体の1.1%である。

平成18年8月末現在の標準報酬月額の前平均は男子が32万5,516円（対前年同月比0.0%減）、女子が21万7,859円（同0.2%増）で、女子は男子の66.9%となっている。

平成18年9月末現在の被扶養者数は1,645万6人で、扶養率は0.841となっている。

(2) 給付状況

平成18年9月の保険給付費は、3,243億円（対前年同月比2.3%増）となっており、うち、医療給付費は2,976億円（同2.4%増）で保険給付費の91.8%を占めている。また、傷病手当金は112億円で保険給付費の3.4%を占めている。

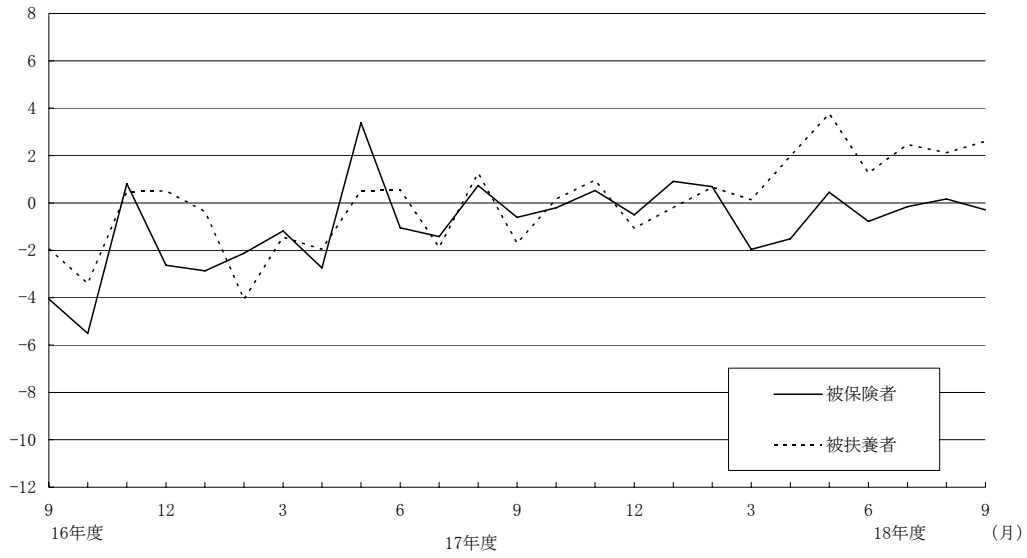
(3) 診療費の状況

平成18年9月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は8,905円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は9,067円、高齢受給者の1人当たり診療費は32,673円となっている。これを三要素に分解すると、受診率（千人当たり件数。以下同じ。）は、被保険者が537.79、被扶養者が591.57、高齢受給者が1,425.52であり、1件当たり日数は、被保険者が1.87日、被扶養者が1.89日、高齢受給者が2.34日であり、1日当たり診療費は、被保険者が8,868円、被扶養者が8,095円、高齢受給者が9,793円である。

1人当たり診療費の対前年上昇率を被保険者、被扶養者別に入院についてみたものが第I-4図であり、入院外についてみたものが第I-5図である。

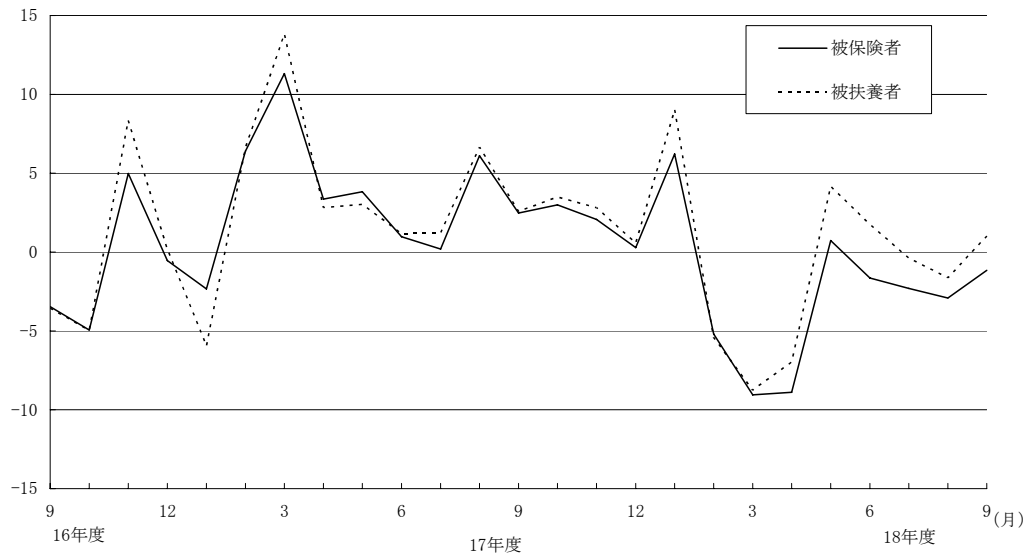
第 I - 4 図 政管健保 1人当たり診療費の対前年同月上昇率の推移
(入院: 老人保健、高齢受給者を除く)

(%)



第 I - 5 図 政管健保 1人当たり診療費の対前年同月上昇率の推移
(入院外: 老人保健、高齢受給者を除く)

(%)



3. 政府管掌健康保険（法第3条第2項被保険者）

(1) 適用状況

平成18年9月末現在の被保険者数1万4千人のうち男子は1万1千人（対前年同月比9.0%減）、女子は3千人（同17.1%減）である。

平成18年9月末現在の被扶養者数は1万人で、扶養率は0.673となっている。

(2) 給付状況

平成18年9月の保険給付費は、2億2千万円（対前年同月比16.1%減）となっており、うち、医療給付費は1億9千万円（同16.9%減）で保険給付費の88.3%を占めている。また、傷病手当金は2千万円で、保険給付費の11.0%を占めている。

(3) 診療費の状況

平成18年9月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は8,722円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は8,299円、高齢受給者の1人当たり診療費は15,937円となっている。三要素に分解すると、受診率は、被保険者が487.35、被扶養者が413.99、高齢受給者が833.78であり、1件当たり日数は、被保険者2.26日、被扶養者が2.26日、高齢受給者が2.75日であり、1日当たり診療費は、被保険者が7,907円、被扶養者が8,876円、高齢受給者が6,941円である。

4. 船員保険

(1) 適用状況

平成18年9月末現在の被保険者数6万6千人を船舶種別ごとにみると汽船等が4万1千人（対前年同月比0.3%減）、漁船（い）が1千人（同1.0%増）、漁船（ろ）が2万1千人（同7.9%減）、疾病任意継続被保険者数は3千人（同4.0%増）である。

平成18年9月末現在の標準報酬月額を船舶種別ごとにみると、汽船等が40万9,891円（対前年同月比0.4%減）、漁船（い）が37万3,236円（同0.5%減）、漁船（ろ）が33万6,707円（同4.9%減）である。平成18年9月末現在の被扶養者数は10万人で、扶養率は1.526である。

(2) 給付状況

平成18年9月の保険給付費は、19億8千万円（対前年同月比1.6%減）となっており、うち、医療給付費は16億1千万円（同3.7%減）で、保険給付費の81.4%を占めている。また、傷病手当金は3億円で、保険給付費の15.2%を占めている。

(3) 診療費の状況

平成18年9月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は10,996円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は9,573円、高齢受給者の1人当たり診療費は34,615円となっている。三要素に分解すると、受診率は、被保険者が475.12、被扶養者が587.27、高齢受給者が1,308.58であり、1件当たり日数は、被保険者が2.17日、被扶養者が1.97日、高齢受給者が2.54日であり、1日当たり診療費は、被保険者が10,650円、被扶養者が8,273円、高齢受給者が10,424円である。